

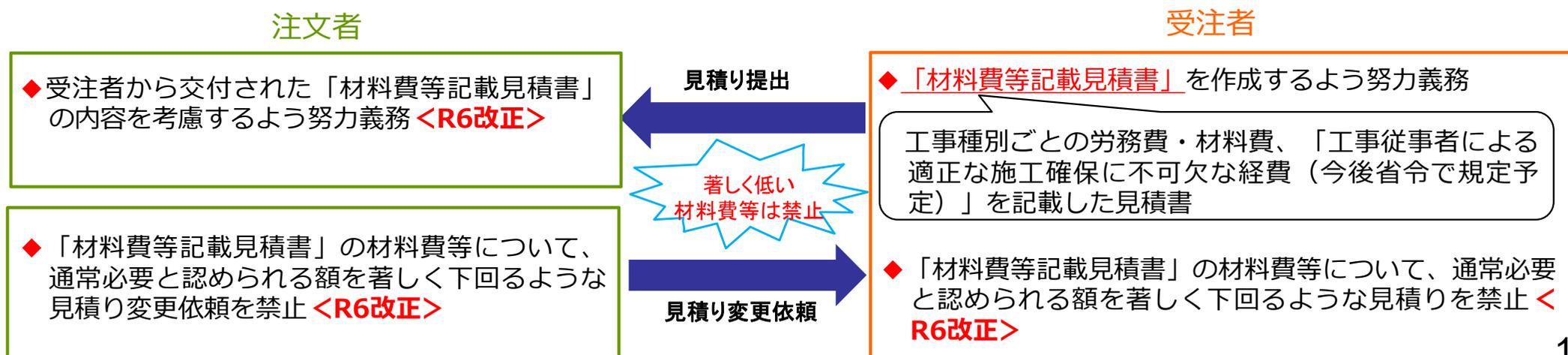
# 契約段階でのルールに反する行為に対する 建設Gメンによる検証について

---

- 適正な水準の労務費が、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保されることが重要。
- 中央建設業審議会が作成・勧告する「適正な労務費の基準」を著しく下回る見積り・契約締結等を禁止（建設業法20条）し、違反した業者は指導・監督（同法28条）、発注者は勧告・公表（同法20条）の対象。
- そのため建設Gメンは、個々の請負契約における労務費の額等を調査（同法40条の4）し、改善指導（同法41条）等を行うが、どのように調査し取引の適正化を図っていくべきか、整理する必要がある。

## 【何を調査するか】

- 見積り時と契約時の労務費の額を把握する必要があることから
  - ① 労務費の価格交渉に際して、受注者が最初に注文者に提出した「材料費等記載見積書」（当初見積書）
  - ② 交渉の結果、契約に反映することとなった「材料費等記載見積書」（最終見積書）
 について、労務費の額とともに、これらの積算根拠として当該労務費に係る施工数量・人工数・適用労務単価を調査する。
- また、当初見積書に記載された労務費の額と最終見積書に記載された労務費の額の間で減額があり、その原因を明らかにする必要があるときは、その原因について注文者・受注者にヒアリング調査する。



## 【どのように検証するか】

- 検証に当たっては、
  - ① 受注者が当初見積書の提出時に基準比で著しく低い労務費を見積もっていないか。
  - ② 発注者が最終見積書の提出までに労務費が著しく低くなるような見積り変更依頼をしていないか。
 を確認することとし、基準比で安価な労務費が見積もられていた場合、それが
  - (1) 機械導入等の 生産性向上(歩掛(必要人工)の減少) によるものか、労務単価の引き下げによるものか。
  - (2) (1)の原因の程度や妥当性 について比較し検証を行うこととする。
- 「著しく低い」かどうかの程度の判断基準については、事務局において内部基準として検討する。

### 検証イメージ

#### X工事の当初見積書

##### 労務費の額・積算根拠

① 労務費の額	35 万円
② 施工数量	5 トン
③ 人工数	10 人日
1人日当たりの単価 =①÷③	3.5 万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	2 人日
1人日当たり作業量 =②÷③	0.5 トン

#### X工事の最終見積書

##### 労務費の額・積算根拠

① 労務費の額	15 万円
② 施工数量	5 トン
③ 人工数	10 人日
1人日当たりの単価 =①÷③	1.5 万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	2 人日
1人日当たり作業量 =②÷③	0.5 トン

#### 【設例】

- A職種の「労務費の基準」が8万円/トン、「公共工事設計労務単価」が4万円/人日、労務費の基準が想定する「標準的な歩掛り」が2人日である場合。
- A職種の技能者が施工するX工事において、当初見積書における労務費の額を35万円、施工数量5トン、人工数を10人日とし、最終見積書の労務費の額を15万円、施工数量と人工数は当初見積書と同じとする。

#### 【Gメンによる検証イメージ】

- 当初見積書の検証
  - ✓ 施工数量「5トン」に、「労務費の基準」である「8万円/トン」を乗じる。
  - ✓ 上記により算出して得た40万円と、当初見積書の労務費の見積額「35万円」を比較し検証。当初見積書の労務費の額が、「労務費の基準」から算出する額を著しく下回るときは、見積りを行った受注者を指導等する。
  - ✓ その際、見積額が基準を下回る原因が労務単価の減少にあるのか、歩掛（2人日）・1人日当たり作業量（0.5トン）にあるのかについて、A職種の公共工事設計労務単価及びA職種の「労務費の基準」が想定する歩掛と比較し検証する。
- 最終見積書の検証
  - ✓ 算出した40万円と、最終見積書の労務費の見積額「15万円」を比較し検証。労務費の額は当初見積書から最終見積書の間で減額されているため、減額の理由が不明な点についてはヒアリングにより把握。設例の場合、労務単価を公共工事設計労務単価比で著しく切り下げるものであり、ヒアリングで注文者の変更依頼によることが確認されれば、「労務費の基準」を著しく下回ることとなる額への変更依頼として、注文者を指導等する。

- ◆ 本年6月に改正建設業法が公布され、「労務費の基準」を著しく下回る見積りや契約の禁止など、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールが整備された。
- ◆ 指値発注などの既存ルールに係る取引実態の調査や改善指導を通じて取引適正化を図りながら、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、新ルールを踏まえた適切な対応、不適切な取引の改善を強く求めていく必要。
- ◆ 令和6年度は、書面調査を大幅に拡大して、建設Gメンの実地調査の端緒として活用するほか、実地調査では、発注者、元請、下請に対して、新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適切な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

【主な調査項目等】

【主な調査内容】

適正な請負代金・労務費の確保

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適切な見積変更依頼をしていないか
- ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適切な金額になっていないか
- ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等

適切な価格転嫁  
〔労務費指針への対応状況〕  
〔資材価格の転嫁協議状況〕

- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等

適正な工期の設定

- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
- ※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施

適正な下請代金の支払

- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
- ※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

法令違反疑義情報の収集

- ✓ 法令違反の通報窓口である「駆け込みホットライン」を引き続き周知。また、通報があった場合の対応として、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けないよう、通報者の保護に特に努める

立入検査の実施

- ✓ 違反のおそれを把握した建設業者に対して強制力のある立入検査を実施

建設業取引適正化推進期間

- ✓ 10～12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施
- ✓ 建設Gメンも、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を実施

関係機関との連携

- ✓ 都道府県労働局や労働基準監督署との連携による、「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」や「建設業に対する労働時間等説明会」の開催等、発注者等に対する適正な工期の設定に向けた働きかけ

- ◆ 労務費確保に係る新たなルールの実行を見据え、令和6年度の建設Gメンは、当初見積書と最終見積書における労務費の額とその積算根拠（施工数量・人工数）を調査し、1人日当たりの単価を算出した上で、それぞれ「公共工事設計労務単価」と比較。
- ◆ 比較の結果、当初見積書の労務費の額が過小の場合、見積りを行った受注者が法施行後に同様の行為をしたときは、「労務費の基準」を著しく下回る見積りとして問題となる可能性があることから、改善するよう指導。また、当初見積書と最終見積書とを比べ労務費の減額があった場合には、その原因を注文者・受注者へのヒアリングにより把握。当該減額が注文者の変更依頼によるものであるときは、同様に、法施行後は著しく下回る変更依頼となる可能性があることから、注文者に改善するよう指導。

## 事例1 (民間の鉄筋工事 (令和3年6月))

当初見積書	
労務費の額・積算根拠	
① 労務費の額	7,850 万円
② 施工数量	1,450 トン
③ 人工数	2,900 人日
1人日当たりの単価 =①÷③	2.71 万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	2.00 人日
1人日当たり作業量 =②÷③	0.50 トン

設計労務単価比  
+10%



価格交渉の結果、当初見積書から  
施工数量▲3%  
労務費▲19%  
で契約を締結。

令和3年3月の設計労務単価  
24,700円 (A県、鉄筋工)

最終見積書	
労務費の額・積算根拠	
① 労務費の額	6,350 万円
② 施工数量	1,400 トン
③ 人工数	2,900 人日
1人日当たりの単価 =①÷③	2.19 万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	2.07 人日
1人日当たり作業量 =②÷③	0.48 トン

設計労務単価比  
▲11%

- 受注者が最初に注文者に提出した当初見積書の労務費に係る1人日当たりの単価は約「2.71万円」で、設計労務単価「2.47万円」（令和3年3月A県の鉄筋工）の+10%。
- 価格交渉により、当初見積書から施工数量を▲3%、労務費を▲19%減額し、令和3年6月に契約締結。
- この結果、最終見積書の1人日当たりの単価は約「2.19万円」となり、設計労務単価の▲11%。

## 事例2 (民間の型枠工事 (令和5年1月))



当初見積書		
労務費の額・積算根拠		
① 労務費の額	4,250	万円
② 施工数量	8,400	m <sup>2</sup>
③ 人工数	1,680	人日
1人日当たりの単価 =①÷③	2.53	万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	0.20	人日
1人日当たり作業量 =②÷③	5.00	m <sup>2</sup>

設計労務単価比  
▲6%

価格交渉の結果、当初見積書から  
労務費▲9%  
で契約を締結。

令和4年3月の設計労務単価  
26,800円 (B県、型枠工)

最終見積書		
労務費の額・積算根拠		
① 労務費の額	3,850	万円
② 施工数量	8,400	m <sup>2</sup>
③ 人工数	1,680	人日
1人日当たりの単価 =①÷③	2.29	万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	0.20	人日
1人日当たり作業量 =②÷③	5.00	m <sup>2</sup>

設計労務単価比  
▲15%

- 受注者が最初に注文者に提出した当初見積書の労務費に係る1人日当たりの単価は約「2.53万円」で、設計労務単価「2.68万円」(令和4年3月B県の型枠工)の▲6%。
- 価格交渉により、当初見積書から労務費を▲9%減額し、令和5年1月に契約締結。
- この結果、最終見積書の1人日当たりの単価は約「2.29万円」となり、設計労務単価の▲15%。

- 建設Gメンの調査は、広く業界の取引実態を把握した上で取引の適正化を図っていく観点から、工事の規模や建設業者、時期を限定することなく実施するものであるが、限られた体制のなかで、実効性を確保していくため、下請取引実態調査等の書面調査で把握した疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を活用して、違反のおそれのあるものから優先的に調査を行うこととしている。
- 今回の労務費確保に係る新たなルールでは、まずは、受注者が労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」を作成し、注文者に提出することが求められているが、現状としては、見積書に労務費を内訳明示しているケースは少なく、建設Gメンが、受注者に請負代金の内訳としての労務費の額や施工数量、人工数などを調査した上で、改善の指導を行っているため、多くの時間を要することになっている。
- 労務費確保に係る新たなルールの施行を見据え、また、ルールの実効性を確保する建設Gメンが機動的に調査を実施できるよう、以下の論点を考慮する必要がある。

- ① 「材料費等記載見積書」の作成は努力義務(建設業法20条)であるが、契約の透明性を確保するためにも、業界等を通じ、作成・提出を広く呼びかけていくべきではないか。
- ② その際「材料費等記載見積書」に、職種毎の労務費の額、見積り時に使用した労務単価の額、作業に必要な人工数(総人工数又は単位施工量あたり人工数(歩掛))、種類毎の材料費の額を明示するようにしてはどうか。
- ③ 価格交渉に際して、受注者が最初に注文者に提出した「材料費等記載見積書」(当初見積書)と当該交渉の結果契約に反映することとなった「材料費等記載見積書」(最終見積書)の両方を、注文者・受注者が一定期間保存するべきではないか。
- ④ 「労務費の額」と「使用した労務単価の額」のいずれを確認するべきか。仮に後者とする場合「著しく低い労務費」での見積りのみを禁じる法文との関係をどう整理するか。
- ⑤ 「労務費の基準」は職種毎に作成するため一定期間を要することが想定されるが、順次作成される職種については、引き続き公共工事設計労務単価と比べ適正性を確認することになるところ、設計労務単価のない職種や歩掛(1人日当たりの作業量)のない職種をどのように確認するべきか。